

鎌倉市図書館ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市の新たな財源の確保及び図書館の情報提供事業の一環として、鎌倉市図書館（以下「図書館」という。）がインターネット上に公開している図書館ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、鎌倉市広告掲載要綱（平成24年7月27日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告で、その種類及び範囲は鎌倉市広告掲載要綱及び鎌倉市広告掲載基準（平成24年7月27日施行）による。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、連続する掲載期間は最大1年間とする。ただし、年度を超える期間とすることはできない。

2 広告掲載期間内に図書館の都合でホームページを閉鎖した場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、教育委員会が指定した位置とする。

(広告の規格及び表現)

第5条 広告で使用する文字の種類、大きさ及び色等のデザインについては、ホームページで使用している標準のものとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠あたり月額3,000円とする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集については公募とし、ホームページ等により行うものとする。ただし、公募による申込みがない場合等、掲載枠に空きが生じた場合は、随時行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告の掲載を希望する者は、鎌倉市図書館広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(1) 会社等案内パンフレット（事業内容、社歴等がわかるもの）

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し、諸証明者の写し等の書類

2 教育委員会は前項の申込書の提出を受けたときは、速やかにその諾否を決定し、鎌倉市図書館広告掲載・

不掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 教育委員会は、広告掲載を適当と認める申込みが掲載枠数を超えるときは、掲載の申込みがあった順に決定する。ただし、市の団体からの申込みを優先することができる。

（掲載料の納付）

第9条 広告の掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに、市が送付する納入通知書により掲載決定を受けた期間の掲載料を、一括して納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、教育委員会が指定する方法により広告主の負担で作成し、教育委員会が指定する期日までに提出するものとする。

2 教育委員会は、提出のあった原稿がホームページに掲載するものとして適当でないと判断したときは、広告主に対して原稿の変更を求めることができる。

（広告主の責任）

第11条 広告主は、掲載内容に関する一切の責任を負うものとする。

（リンク先）

第12条 広告主は、掲載のリンク先のURLや内容を変更しようとするときは、その変更しようとする期日の1週間前までに教育委員会に連絡しなければならない。

（広告掲載の取消）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取消することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 教育委員会が広告主又は広告内容が不適當であると認めた場合

2 前項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、鎌倉市図書館広告掲載取消決定通知書（第3号様式）により、広告主に通知する。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、取下げる期日の1週間前までに教育委員会に申出なければならない。

（掲載料の返還）

第15条 掲載料は返還しない。ただし、その事由が広告主の責めに帰さず、図書館等の都合により広告等掲載ができなくなったときは、その全部、又は一部を返還することができる。

(その他)

第 16 条 本要領に定めのない事項で必要があるときは、広告主と教育委員会とが協議して定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。